

## 第6章 農村の振興



|  |   |
|--|---|
| <p>左上：<br/>コスモスの植栽による景観形成<br/>(金武町)</p>          | <p>右上：<br/>地域貢献活動により清掃された山城沈砂池の様相 (糸満市)</p> |
| <p>左下：<br/>地下ダムから汲み上げられた農業用水を散水している様子 (宮古島市)</p> | <p>右下：<br/>防風林のためのテリハボクの植栽 (宮古島市)</p>       |

## 第1節 農業・農村を支える農業農村整備事業の課題と対応

### (1) 農業農村整備事業の現状と今後の課題

沖縄県では、常襲する台風や干ばつ等の厳しい気象条件を克服し、生産性の高い農業を実現するため、昭和47年の本土復帰以降、農業用のダム、農業用排水等の農業水利施設の整備やほ場整備を積極的に進めてきました。

その結果、平成27年度末の整備率は、農業用水源施設整備が58.9%、かんがい施設整備が47.1%、ほ場整備が60.3%となり、基盤整備は着実に進んできました(表VI-1)。

整備した水源施設の水を利用して、ゴーヤー、かぼちゃ等の野菜、マンゴー等の熱帯果樹、花き、飼料作物等が生産され、かつての水なし農業の島から、亜熱帯性気候を活かした豊かな農産物の供給地へと姿を変えてきました。

|           | 沖縄21世紀ビジョン基本計画<br>策定時における要整備量(ha)<br>① | 沖縄県における整備量<br>(平成27年度迄見込)(ha)<br>② | 沖縄県における整備率<br>(平成27年度迄見込)<br>③=②/① |
|-----------|--|------------------------------------|------------------------------------|
| 農業用水源施設整備 | 39,200                                 | 23,073                             | 58.9%                              |
| かんがい施設整備  | 39,200                                 | 18,466                             | 47.1%                              |
| ほ場整備      | 33,200                                 | 20,026                             | 60.3%                              |

※出典 沖縄県「平成28年度版 沖縄県の農業農村整備」

一方、これまでに整備した施設が老朽化してきたことから、定期的に機能診断を行い、必要な修繕を実施することにより、施設の長寿命化を図っていくことが求められています。

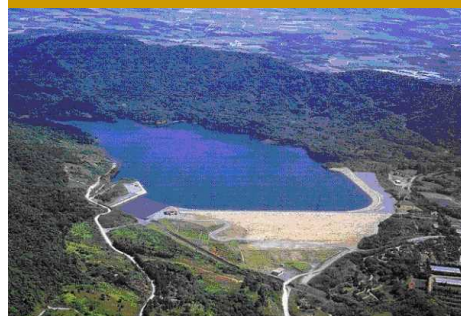
また、沖縄総合事務局が実施するダムや基幹的な用排水路の整備は相当進みましたが、個々のほ場まで水を届ける末端施設の整備はまだ十分ではないため、引き続き整備を進める必要があります。

さらに、水源がまだ不足している地域では、ダム整備等の更なる水源整備が必要です。

その他、農村の生活環境と定住条件を整備するため、農業集落道、農業集落排水施設、活性化施設等の農村整備を総合的に実施する必要があります。

さらに、海域を含む農村地域の環境を保全するため、降雨により国頭マージ等の赤土が農地から海へ流出するのを防ぐ赤土等流出防止対策施設の整備を進めていく必要があります。

名蔵ダム (石垣市)



老朽化した施設 (石垣市)



## (2) 国営かんがい排水事業の概要

沖縄県の降水量は年間2,000mm前後と比較的多いものの、降雨が梅雨期と台風期に偏っていること、また、河川が短い上に透水性の高いサンゴ礁石灰岩（琉球石灰岩）が広く分布しているため、雨が降ってもすぐに海に流出してしまうこと等から、恒常的に深刻な干ばつ被害に見舞われてきました。

このため、沖縄県においては、地上の河川をせき止めて水を貯める一般的な地上ダムだけでなく、地下に止水壁を設けることで琉球石灰岩の空隙に地下水を貯める地下ダムの整備を積極的に推進してきました。これにより、昭和50年度着工の宮良川地区以来、平成27年度までに9地区において国営かんがい排水事業を実施し、うち6地区で完了しました。

この結果、国営かんがい排水事業の完了地区は、用水改良を含めて、沖縄県の全耕地面積の約4割に相当する15,818haに達するなど水源整備は進展してきました。

また、国営事業による水源整備と併せて、県営事業や団体営事業による末端かんがい施設の整備も進められており、かんがい用水の利用によって干ばつの被害が軽減され、ゴーヤー、マンゴー、肉用牛の産地が確立するなど、地域の農業振興に大きく貢献しています。

現在、国営事業として実施中の地区は、伊江地区（平成16年度～）、宮古伊良部地区（平成21年度～）、石垣島地区（平成26年度～）の3地区です。伊江地区では、平成28年度に主要水源となる伊江地下ダムの整備工事が完成し、今後は事業完了に向け、地下ダム貯水機能の監視・評価を行います。また、宮古伊良部地区では、伊良部島の水源確保と宮古島の現行地下ダムで不足する水量を確保・供給するため、宮古島に新たに2カ所の地下ダムを建設します。現在は、地下ダムの建設と併せて、平成27年1月に開通した伊良部大橋を活用し、地下ダムの水を伊良部島に供給すべく用水路の整備を鋭意進めています。石垣島地区では、北・西部地区など新規受益地区を編入して既存の五つのダムを連結し、ダム間送水による農業用水の再編整備を行うとともに、老朽化で機能が低下した既存施設の改修を実施します。

これらの実施地区に加え、宮古島市及び多良間村では、国営事業を実施するための調査を行っており、その他に糸満市・八重瀬町で事業構想策定に向けた基礎的な調査を実施しています（表VI-2、図VI-1、2、3）。



琉球石灰岩

表 VI - 2 国営かんがい排水事業の状況

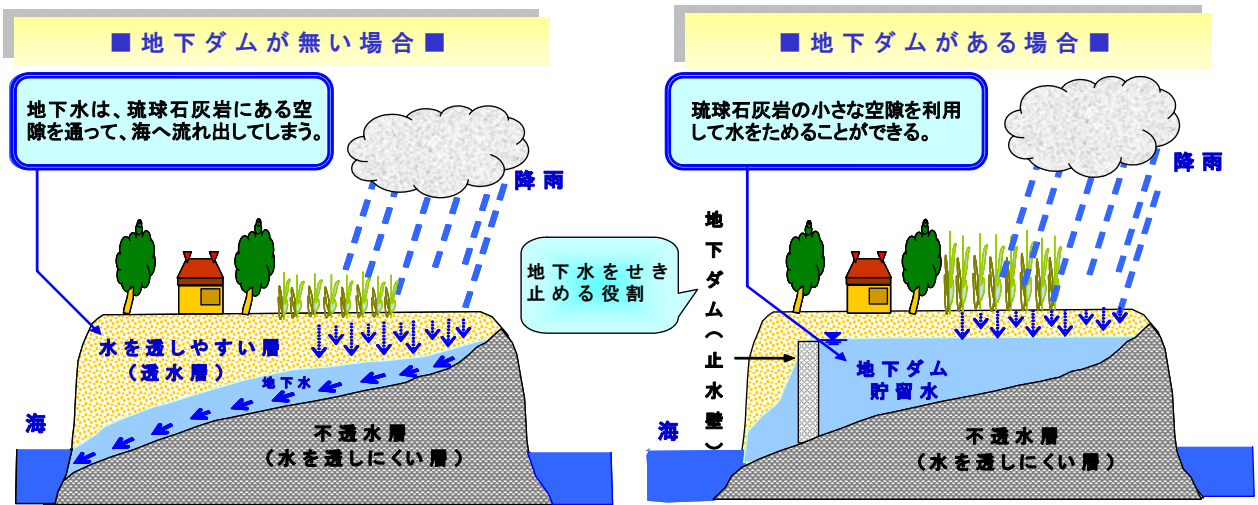
| 地区名    | 関係市町村    | 工期        | 受益面積    | 主要施設    |
|--------|----------|-----------|---------|---------|
| 宮良川    | 石垣市      | 昭.50～平.4  | 3,460ha | 底原ダム他   |
| 名蔵川    | 石垣市      | 昭.57～平.10 | 760ha   | 名蔵ダム他   |
| 羽地大川   | 名護市、今帰仁村 | 昭.60～平.18 | 1,326ha | 真喜屋ダム他  |
| 宮古     | 宮古島市     | 昭.62～平.12 | 8,400ha | 砂川地下ダム他 |
| 沖縄本島南部 | 糸満市、八重瀬町 | 平.4～平.17  | 1,352ha | 米須地下ダム他 |
| 伊是名    | 伊是名村     | 平.11～平.20 | 520ha   | 千原地下ダム他 |
| 伊江     | 伊江村      | 平.16～     | 668ha   | 伊江地下ダム他 |
| 宮古伊良部  | 宮古島市     | 平.21～     | 9,156ha | 仲原地下ダム他 |
| 石垣島    | 石垣市      | 平.26～     | 4,338ha | 既設ダム改修他 |

注：宮古伊良部地区に宮古地区の受益面積を含む。石垣島地区に宮良川地区、名蔵川地区の受益面積を含む。

図 VI - 1 平成 28 年度国営事業等地區位置図



図 VI - 2 地下ダムの仕組み

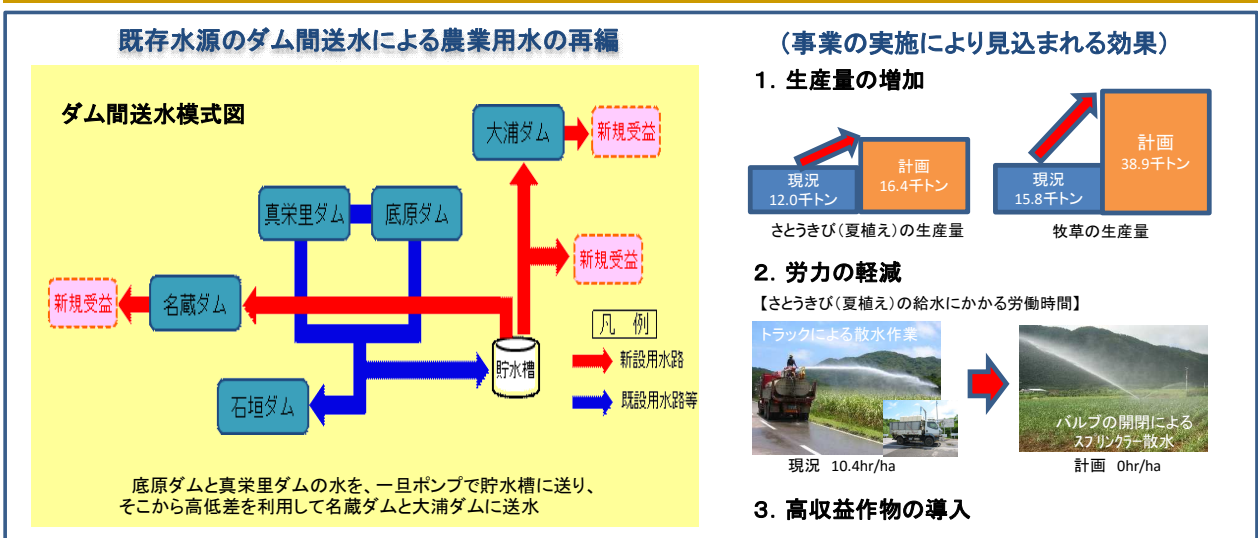


地下ダムの工事 (伊江地下ダム)



※ 地下に水を貯留するため、工事完了後も工事前と変わらない農地利用が可能。

図 VI - 3 国営かんがい排水事業「石垣島地区」の概要



### (3) 赤土等流出防止対策

#### ①赤土流出の課題と対応

沖縄県の海域には美しい珊瑚や熱帯の魚介類等が生息し、水産業、観光業にとっての重要な資源となっています。

しかしながら、一旦雨が降ると、降雨により浸食されやすい国頭マージ等の土壌が海域へ流出し、自然環境へ多大な負荷を与えるとともに、水産業や観光産業にも影響し、大きな社会的問題となっています。

赤土流出の状況



海への流出（金武町）

池への流出（金武町）

国頭マージ



#### ②農地からの赤土等流出防止対策

赤土等の流出は、海域環境への影響のみならず、農地からみれば貴重な耕土の流出を意味します。農業の継続と農地の保全という観点からも、その対策の推進は重要な課題です。

①、②を踏まえ、沖縄総合事務局では、水質保全対策事業により、排水路、沈砂池等を設置して、畑等から流れ出た赤土等が地区外へ流出することを防ぐ対策や、ほ場の勾配修正工事、法面保護工事、暗渠排水工事等を実施して、赤土等が畑等から流失すること自体を防ぐ対策への支援を行っています。このほか、緑肥作物によるほ場面の被覆、グリーンベルトの設置、さとうきびの葉柄や木質チップ等をほ場に撒くマルチング栽培等の営農対策との連携による広域対策を実施しています。

また、平成17年から、赤土等流出防止対策の一層の効果発現のために、地域全体の総合的な対策をまとめた「農地対策マスタープラン」が県内各地で策定され、実効性の高い対策が展開されています。

さらに、県では、平成25年度に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定し、海域環境を良好な状態に再生するための具体的な目標を定めています。沖縄総合事務局も赤土等の流出防止のため、関係機関と連携して対策に取り組んでいくこととしています。

【対策前】ほ場面より耕土が流出



【対策後】耕土流出低減のため畦畔工（グリーンベルト）設置



## 第2節 農山漁村の活性化

沖縄総合事務局では、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を図り、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にすることなどを目的に、グリーン・ツーリズム、子どもの農山漁村交流体験、農業と福祉との連携を図る取組を推進しています。

### (1) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

#### ① グリーン・ツーリズムの推進

沖縄においてはグリーン・ツーリズム（農山漁村における滞在型の余暇活動）を楽しむ気運が高まっており、沖縄総合事務局では、NPO法人や地域協議会等の受入体制づくりのための取組に対して農山漁村振興交付金などの補助事業により支援しています。

これまで、奥・楚洲地域づくり共生・対流協議会（国頭村）、久志地域交流推進協議会（名護市）、いへや“薬草王国・野の菜女王国”物語協議会（伊平屋村）等が実施するワークショップの開催、モニターツアーの実施、各種講習会の開催、体験プログラムの試行等の取組に対して支援し、グリーン・ツーリズムを推進しています。

今後は、増加が著しい国外からの観光客を農村に誘客するための取組についても推進していく必要があります。

#### ② 子ども農山漁村交流体験等の推進

小学生の学ぶ意欲や自立心、思いやりの心などを育み、力強い子どもの成長を支えるとともに、農業、農村地域の国民の理解を高めることを目的として、農林水産省、文部科学省、総務省、環境省の連携による「子ども農山漁村交流プロジェクト」が推進されています。

沖縄総合事務局では、子供の農山漁村での民泊や農林漁業体験の受入れを行う地域協議会等の受入体制づくりのための取組に対して農山漁村振興交付金などの補助事業により支援しています。これまで、国頭村安田区体験活動協議会（国頭村）、NPO法人おおぎみまるごとツーリズム協会（大宜味村）、NPO法人自然体験学校（八重瀬町）における民泊受入農家の研修会や安全マニュアルの作成等に対して支援し、子どもの農山漁村交流体験の取組を推進しています。

また、平成29年2月に民泊や農林漁業体験の受入れを行っている地域協議会及び学校教育関係者を対象に「沖縄地域子ども農山漁村交流プロジェクトセミナー」を開催しました。

これらの取組以外でも、県外からの修学旅行生をターゲットに、伊江村等の離島をはじめとする県内各地において、地域資源を活用した農林漁家への民泊の取組が活発化しています。

### (2) 農福連携の推進

沖縄総合事務局では、農業分野における障害者の就労・雇用を促進するため、関係機関との連携の下、各機関が保有する障害者関係情報の共有・発信等を目的として、平成25年5月に、「沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク」を設置しました。

平成29年1月17日に、農業と福祉との連携の推進に向け、普及啓発及び人材育成の促進等を目的に、「農福連携推進沖縄ブロックセミナー」を開催しました。セミナーには、障害者の就労支援に関わっている事業所、農業者、関係機

関等を合わせて約130名の参加があり、全国各地で農福連携に携わる専門家による基調講演に加え、沖縄における農福連携の取組事例が発表されました。

【沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワークの構成機関】

沖縄総合事務局農林水産部農村振興課農村活性化推進室、沖縄労働局職業対策課、那覇公共職業安定所、沖縄県(子ども生活福祉部障害福祉課、商工労働部雇用政策課、農林水産部営農支援課、村づくり計画課)、沖縄県農業法人協会、南部地区障がい者就業・生活支援センター

### (3) ディスカバー農山漁村の宝

農林水産省では、平成26年から、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農村漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより、地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例をディスカバー農山漁村の宝として選定し、全国へ発信しています。

第3回目の平成28年は、全国769団体の応募の中から30地区が選定され、県内からは、「有限会社タマレンタ企画(伊江村)」が選定され、首相官邸において選定証の授与が行われました。タマレンタ企画は、修学旅行生を一般家庭で受け入れ、農業・漁業や島民の暮らしを体験する民泊事業の展開、島で昔から栽培している小麦に着目した沖縄そばの生麺加工事業の実施や小麦チップスなど新たな特産品の開発・販売の取組が高く評価されました。

首相官邸での選定証授与式(左)と展示・即売会の様子(右)



#### (4) 農山漁村の活性化

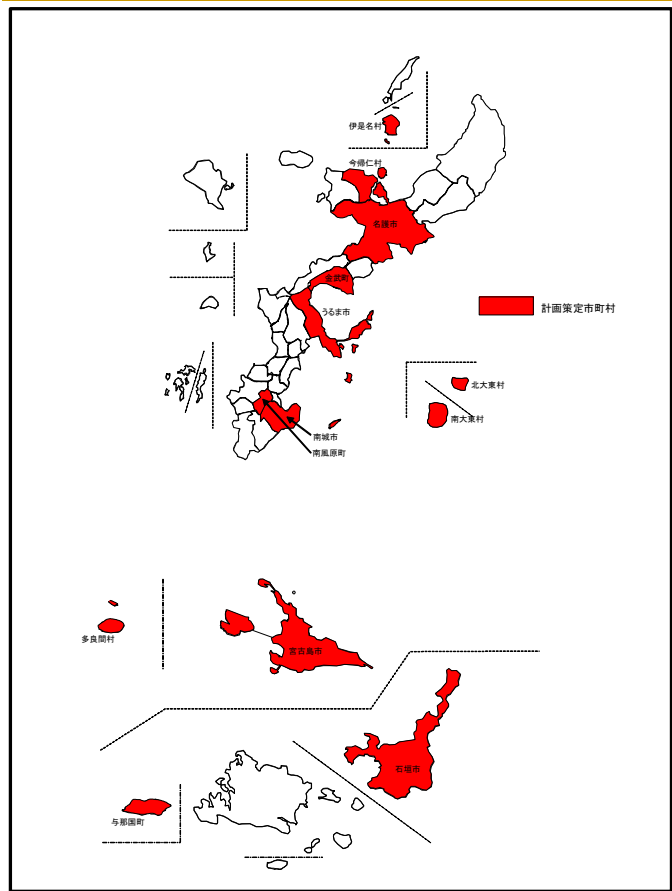
国は、農山漁村における定住や、農山漁村と都市住民との地域間交流を促進するための措置を講じ、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村活性化法\*1を平成19年8月に施行しました。

これを受け、沖縄総合事務局では、地方公共団体が、農山漁村活性化法に基づいて作成する活性化計画を踏まえ、計画実施のための所要の経費について支援しています。

さらに、地域の自発的な動きに対し、農山漁村活性化のための窓口を設けて支援するとともに、農山漁村の活性化のための方策や地域で活用できる農林水産省の施策について、ワンストップで応じる体制を整えています。

また平成28年4月、沖縄県で、13市町村で策定された38の活性化計画が、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得向上や雇用の拡大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援する、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付対象となっています（図VI-4）。

図VI-4 活性化計画策定市町村



\*1 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）

### 第3節 日本型直接支払

#### (1) 多面的機能支払交付金（旧：農地・水保全管理支払交付金）

農林水産省では、農地、農業用水、農村環境の保全と質の向上等を図るための地域共同活動を、農地・水・環境保全向上対策（平成19～22年度）及び農地・水保全管理支払交付金（平成23～25年度）により支援してきました。

平成26年度からは、単価の変更及び要件の緩和を行い、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援する制度として多面的機能支払交付金へ移行しました。

県内では、平成26年度の制度移行を契機に取組面積が拡大し、平成27年度からは法律\*1に基づく制度となり、平成28年度は22,045ha（沖縄県農地面積に占めるカバー率52%（全国と同カバー率54%））の農用地を対象に、農道・水路等の維持管理活動のほか、赤土流出防止対策としてのグリーンベルトの設置や沈砂池の土砂上げ等の取組、水路等農業資源の適切な保全管理のために必要な体制整備への取組などに活用されています。

多面的機能支払交付金を活用した活動状況



農道・ため池周辺の草刈り作業



植栽活動の様子

#### <事例Ⅵ-1：多面的機能支払交付金を活用した取組> ～金武町地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会～

金武町内の5つの集落から構成する金武町農地・水・環境保全管理協定運営委員会は、平成19年に設立され、交付金を活用して、農道の草刈りや沈砂池の土砂上げなどの農地周辺の農業用施設の維持管理に取り組んでいます。

特徴的な取組として、地域住民も参加して二期作米収穫後の田んぼに緑肥としてコスモスを播種し、開花の見頃となる1月下旬頃にコスモス祭りを開催しています。新聞やテレビで取り上げられるようになり、観光客をはじめ町内外より多数の方が訪れるようになりました。

水田一面のコスモス



写真提供：金武町農地・水・環境保全管理協定運営委員会

\*1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）

## (2) 中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件が不利な中山間地域等において農業生産活動が維持されるよう、平成12年度から中山間地域等直接支払制度が導入され、集落協定又は個別協定<sup>\*1</sup>に基づいて5年間以上継続して行われる農業生産活動等を支援しています。

沖縄県では、中山間地域に加え、生産条件が不利な離島において、過疎化や農業従事者の高齢化等による農業生産活動の低下のほか、地域文化の維持、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の低下が懸念されることから、平成23年度から離島の平地等について、県が特認基準を定めることにより、傾斜地と同じ条件で交付を受けることが可能となりました。

この結果、現在は18市町村が知事特認により本制度の対象となっており、平成28年度に本制度に基づき交付金が交付された12協定のうち、11協定が知事特認によるものです（表VI-3）。

なお、平成26年度で第3期対策が終了し、平成27年度から（第4期対策：5年間）は、法律<sup>\*2</sup>に基づく制度として、協定面積である4,438haの農用地を対象に実施されています。

| 協定       |          | 市町村名          | 協定数 | 協定面積<br>(ha) |
|----------|----------|---------------|-----|--------------|
| 集落<br>協定 | 一般       | 名護市           | 1   | 17.0         |
|          | 知事<br>特認 | 伊是名村          | 1   | 502.0        |
|          |          | うるま市<br>(津堅島) | 1   | 11.2         |
|          |          | 久米島町          | 2   | 599.8        |
|          |          | 粟国村           | 1   | 116.0        |
|          |          | 北大東村          | 1   | 513.8        |
|          |          | 南大東村          | 1   | 1,732.9      |
|          |          | 多良間村          | 1   | 333.9        |
|          |          | 与那国町          | 1   | 382.7        |
|          |          | 計             |     | 10           |
| 個別<br>協定 | 知事<br>特認 | 伊平屋村          | 2   | 228.7        |
|          | 計        |               | 2   | 228.7        |
| 合計       |          |               | 12  | 4,437.9      |

資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部調べ

注：数値は四捨五入しているため、合計と内訳の計は一致しない場合がある。

\*1 集落協定：農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定。

\*2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）

## 第4節 鳥獣被害対策の取組

### (1) 沖縄における鳥獣被害の現状

沖縄における野生鳥獣による農作物等への被害としては、本島北部地域でのカラス、イノシシによるパインアップルやタンカン等への食害、本島南部地域でのシロガシラによる野菜への食害等に加え、宮古地域におけるネズミ、八重山地区におけるイノシシ、外来生物のキジやクジャク等による食害等が発生しています。

近年、被害額は2億円程度で推移していましたが、捕獲や共同防除等の取組により、平成25年度は約1億円、平成27年度は約8千万円と大幅に減少し、被害額に占める獣種別割合は、カラス40%、イノシシ25%、ネズミ8%、その他鳥獣類27%となっています(図IV-4)。

平成24年度以前と比べ被害額は減少したものの、依然として被害は発生しており、その被害は農業者の営農意欲を低下させることから、引き続き関係機関による対策が重要となっています。

### (2) 被害防止対策の取組

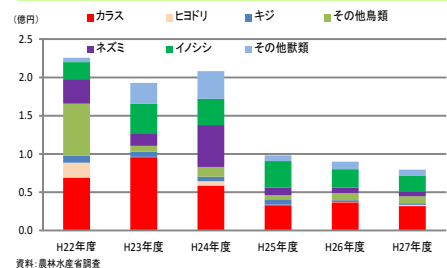
農林水産省では、平成20年2月に施行された鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村が作成した被害防止計画により実施する侵入防止柵・緩衝帯の設置や有害捕獲(猟銃や捕獲罠での捕獲)の取組等に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金により支援しています。

沖縄県においても、本島北部地域を中心としたカラスやイノシシ、本島南部のシロガシラの有害捕獲の取組等に対して支援しているほか、野菜・果樹用の被害防止ネット等の施設整備に対しても支援を行っています。

サトウキビの被害状況(イノシシ)



図IV-4 獣種別被害額の推移



資料：農林水産省調査

イノシシ侵入防止柵の設置状況  
(名護市)



